様式第３号（第２条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長

保育所入所保留通知書

　　年　　月　　日付で申込みのあった保育所への入所については、次の理由により保留となりましたので、通知します。

≪理　由≫

（入所保留の保育所名）

（入所申込み児童）　　　　　　　　　（　　年　　月　　日生）

（保育の実施希望の期間）　　　　年　月　日　～　　年　月　日

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して異議申し立てをすることができます。

また、本決定の取り消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表するものは町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。